

資料2

地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の一部改正について

健康福祉政策課

1 改正内容

(1) 常勤役員の平成30年1月及び2月に支給される基本給の額から10分の1を減額

対象役員	現 行	平成30年1・2月	摘 要
理事長	850,000円	765,000円	10分の1減額
副理事長	250,000円	225,000円	10分の1減額

(2) 常勤役員の平成29年12月に支給される賞与の支給割合を0.35月分引下げ

対象役員	現 行	平成29年12月分	摘 要
理事長	100分の170	100分の135	0.35月分減額
副理事長	100分の112.5	100分の77.5	0.35月分減額

2 改正の理由

平成28年度の経常損失に続き、平成29年度上半期における経営は逼迫し、既に債務超過状態に陥っている状況の中、結果として職員の期末・勤勉手当の引下げを行わざるを得なくなつたことへの責任を重く受け止め、常勤役員（理事長及び副理事長）の報酬及び賞与を減額することとしたもの。

3 施行期日

平成29年12月1日

《参考》地方独立行政法人法 抜粋

(役員の報酬等)

第48条

2 役員報酬等の支給基準を変更したときは、知事に届け出なければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第49条 知事は、届出があったときは、評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、通知を受けたときは、支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、知事に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。

W

写

29 本部第 269 号
平成 29 年(2017 年)12 月 1 日

長野県知事 阿 部 守 一 様

地方独立行政法人長野県立病院機構

理事長 久 保 恵



地方独立行政法人長野県立病院機構の役員の報酬及び職員の退職手当
以外の給与の支給基準の変更について（通知）

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 56 条及び第 57 条第 2 項の規定により、役員
の報酬及び職員の退職手当以外の給与の支給基準を変更しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 改正内容

別添「成 29 年 12 月 1 日における職員給与規程等の一部改正の概要」のとおり

2 施行日

平成 29 年 12 月 1 日

3 添付書類

- ① 地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程 新旧対照表
- ② 地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程 新旧対照表
- ③ 地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程 新旧対照表

本部事務局総務課

田中 健司（課長） 櫻井 玄彩

電話 026(235)7160 (直通)

FAX 026(235)7161

電子メール honbu@pref-nagano-hosp.jp

平成 29 年 12 月 1 日における職員給与規程等の一部改正の概要

H29.12

本部事務局 総務課

- 1 平成 29 年 12 月支給の勤勉手当の支給月数を 0.35 月分引き下げる。

【一般職員】

支給月	手当	改 正 前	改 正 後
12 月	期末手当	1.375 月	1.375 月
	勤勉手当	0.85 月	0.50 月

【再雇用職員】

支給月	手当	改 正 前	改 正 後
12 月	期末手当	0.80 月	0.80 月
	勤勉手当	0.4 月	0.05 月

【特定幹部職員（院長）】

支給月	手当	改 正 前	改 正 後
12 月	期末手当	1.175 月	1.175 月
	勤勉手当	1.05 月	0.70 月

- 2 平成 29 年 12 月支給の期末・勤勉手当の職務加算割合分を不支給とする。

【職務加算について】

$$\cdot \text{期末勤勉手当} = \text{支給基礎額 (※)} \times \text{支給割合} \times \text{期間率}$$

$$\text{職務加算額 (※に含まれる)} = \boxed{\text{給料月額} \times \text{職務加算割合}} \\ \text{給料の調整額} \\ \text{地域手当 (扶養手当含まない)}$$

職務加算割合

	5%	10%	15%	20%
事務職(一)	3級	4級・5級	6級・7級	8級・9級
医療職(一)	2級	3級	4級	4級(院長)
医療職(二)	3級・4級	5級	6級・7級	7級 (理事長が定める職員)
医療職(三)	3級・4級	5級	6級	
介護福祉職	3級	4級・5級		



一律 0% (不支給)

3 役員の報酬等について減額を行う。(平成 29 年 12 月 1 日付通知 29 本部第 267 号参照)

昨年度の経常損失に続き、本年度上半期における経営は逼迫し、既に債務超過状態に陥っている状況の中、結果として職員の期末・勤勉手当の引下げを行わざるを得なくなったことへの責任を重く受け止め、役員の報酬等について減額を行う。

(内容)

対象役員	報酬・給料月額 (平成 30 年 1 月～2 月支給分)	賞与・期末勤勉手当 (平成 29 年 12 月支給分)
理事長	10 分の 1 減額	0.35 月分減額
副理事長	10 分の 1 減額	0.35 月分減額
理事（院長）	10 分の 1 減額	0.35 月分減額 職務加算割合分不支給

※ 平成 29 年 12 月に支給される期末手当には新たに冬季加算額（寒冷地手当相当分）が含まれます。（平成 29 年 11 月 1 日 諸規程改正済み）

(期末手当の冬季加算額)

在職期間 (6 月 2 日～12 月 1 日)	割 合	世帯主 A (扶養親族あり)	世帯主 B (その他)	その他
6 か月	100/100	89,000 円	51,000 円	36,800 円
5 か月以上 6 か月未満	80/100	71,200 円	40,800 円	29,440 円
3 か月以上 5 か月未満	60/100	53,400 円	30,600 円	22,080 円
3 か月未満	30/100	26,700 円	15,300 円	11,040 円

写

29 本部第 267 号
平成 29 年(2017 年)12 月 1 日

病院長
介護老人保健施設所長
信州木曽看護専門学校校長
本部研修センター長

様

本部事務局長

役員報酬等の減額及び役員報酬規程の改正について（通知）

このことについて、11 月 30 日の理事会において下記のとおり決定し、地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の一部を改正しましたので、ご承知おきください。

記

1 趣旨

平成 28 年度決算において 2 億 6,379 万円余の経常損失を計上し、純資産が 1 億 600 万円余となっていたところ、本年度 4 月から 9 月までの上半期における経常損益は△ 2 億 2,978 万円余と既に 1 億円以上の債務超過に陥る状況となつた。

このような状況の中、結果として職員の期末・勤勉手当の引下げを行わざるを得なくなつたことへの責任を重く受け止め、役員の報酬等について減額を行うものである。

2 内容

理事長・副理事長 報酬月額の 10 分の 1 (2 月)
理事（院長を兼務する者） 給料月額の 10 分の 1 (2 月)

3 その他

上記 2 のほか、職員に対する期末・勤勉手当の支給額引下げに併せて、役員賞与を以下のとおりとする。

理事長 支給月数 1.7 月を 1.35 月とする。(△0.35 月)

副理事長 支給月数 1.125 月を 0.775 月とする。(△0.35 月)

※ 理事（院長を兼務する者）については、院長の期末・勤勉手当として、支給月数 2.225 月を 1.875 月とし (△0.35 月)、職務加算割合 20% を 0% とする。

4 規程改正内容

別添新旧対照表のとおり

5 施行期日

平成 29 年 12 月 1 日

本部事務局総務課
村山 隆一（局長）、田中 健司（課長）
電話 026(235)7160
FAX 026(235)7161
E-mail honbu@pref-nagano-hosp.jp

地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程 1-4

〔沿革〕 平成 23 年 1 月 30 日規程 4-1-5 = 一部改正
平成 25 年 3 月 26 日規程 1-4-1 = 一部改正
平成 25 年 6 月 28 日規程 1-4-2 = 一部改正
平成 26 年 9 月 30 日規程 1-4-3 = 一部改正
平成 26 年 12 月 25 日規程 1-4-4 = 一部改正
平成 27 年 3 月 30 日規程 1-4-5 = 一部改正
平成 27 年 4 月 27 日規程 1-4-6 = 一部改正
平成 28 年 3 月 24 日規程 1-4-7 = 一部改正
平成 28 年 12 月 27 日規程 1-4-8 = 一部改正
平成 29 年 1 月 30 日規程 1-4-9 = 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定める。

(役員の報酬)

第2条 常勤の役員の報酬は、基本給、地域手当、理事長手当、副理事長手当、通勤手当、診療手当及び賞与とする。

2 非常勤の役員の報酬は、非常勤役員報酬とする。

(報酬の支給日)

第3条 常勤の役員の報酬（診療手当及び賞与を除く。）は、毎月 16 日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法第 178 号）に定める休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直後の休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 診療手当は、報酬の支給方法に準じて、その月の分を翌月の報酬支給日に支給する。

3 賞与は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、これらの日が、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直前の金曜日を支給日とする。

4 非常勤の役員の報酬の支給日については、理事長が別に定める。

(基本給)

第4条 基本給は、次に掲げる額とする。

(1) 理事長

月額 850,000円

(2) 副理事長

月額 250,000円

(地域手当)

第5条 地域手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 医師又は歯科医師である者 基本給に100分の16を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる者以外のもの 基本給に100分の2.0を乗じて得た額

(理事長手当)

第6条 理事長手当は、理事長の職にある者に支給する。

2 理事長手当の月額は、理事長の基本給に100分の25を乗じて得た額とする。

(副理事長手当)

第7条 副理事長手当は、副理事長の職にある者に支給する。

2 副理事長手当の月額は、前条第2項に規定する額に100分の50を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第8条 通勤手当の額及び支給方法は、法人の職員の例による。

(診療手当)

第9条 診療手当は、診療業務に従事する常勤の役員に支給する。

2 診療手当の額は、業務1日につき10,000円とする。

(賞与)

第10条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退任し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60 (4) 3月未満 100分の30

3 理事長は、法人の職員の例により、賞与の支給を一時差し止めることができる。

4 次の各号のいずれかに該当するものには、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与（第3号の規定に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた賞与）は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号及び第3項の規定により解任された常勤の役員

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤の役員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 前項の規定により賞与の支給を一時差し止められた者（当該差し止めを取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの

(非常勤役員報酬)

第11条 非常勤役員報酬は、次に掲げる額とする。

(1) 理事

日額 30,000円

(2) 監事

日額 30,000円

(例月報酬の日割計算)

第12条 新たに常勤の役員になった者には、その日から基本給、地域手当、理事長手当及び副理事長手当（以下この条において「例月報酬」という。）を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの例月報酬を支給する。
- 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの例月報酬を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により例月報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その例月報酬は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(役員の報酬の支払方法)

第13条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員の報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第14条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(病院職員を兼務する役員の報酬)

第15条 法人の職員である役員については、この規程に基づく役員の報酬は支給しない。

(雑則)

第16条 この規程の実施に必要な報酬の支給手続等の事項については、法人の職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、副理事長に支給する賞与に関する第10条第2項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170」とあるのは「100分の112.5」とする。
- 3 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における常勤の役員の基本給は、第4条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、第5条に規定する地域手当及び第10条に規定する賞与並びに地方独立行政法人長野県立病院機構役員退職手当規程（平成22年4月1日規程1-5）の規定に基づく退職手当の額の算出の基礎となる基本給については、この限りでない。
 - (1) 理事長
月額 765,000円
 - (2) 副理事長
月額 225,000円

附 則（平成23年11月30日規程4-1-5抄）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第5項の規定は、平成24年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成25年3月26日規程1-4-1）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日規程1-4-2）

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規程1-4-3）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規程 1-4-4）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程第10条第2項及び附則2の規定は平成26年12月1日から適用する。

附 則（平成27年3月30日規程1-4-5）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月27日規程1-4-6）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年5月1日から施行する。ただし、第5条の規定は平成27年4月1日から適用する。
- 2 施行日から平成30年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる役員報酬規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条(1)	100分の16	100分の16を超えない範囲内で理事長が定める割合
第5条(2)	100分の2.0	100分の2.0を超えない範囲内で理事長が定める割合

附 則（平成28年3月24日規程1-4-7）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年3月24日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）第10条第2項及び附則第2項の規定は平成27年12月1日から適用する。
（報酬の内払）
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の規定に基づいて、平成27年4月1日以後の分として役員に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成28年12月27日規程1-4-8）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）第10条第2項及び附則第2項の規定は平成28年12月1日から適用する。
（報酬の内払）
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の規定に基づいて、平成28年4月1日以後の分として役員に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成29年11月30日規程1-4-9）

- 1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。

- 2 平成29年12月に支給する賞与については、第10条第2項及び附則第2項の規定にかかわらず、基本給及び地域手当の合計額に、理事長にあっては100分の135を、副理事長にあっては100分の77.5を乗じて得た額とする。
- 3 平成30年1月1日から平成30年2月28日までの間における常勤の基本給は、第4条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、第5条に規定する地域手当及び第10条に規定する賞与並びに地方独立行政法人長野県立病院機構役員退職手当規程（平成22年4月1日規程1－5）の規定に基づく退職手当の額の算出の基礎となる基本給については、この限りでない。
 - (1) 理事長
月額 765,000円
 - (2) 副理事長
月額 225,000円

地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程新旧対照表

平成 29 年 11 月 30 日
規程 1-4

改 正 後	改 正 前
第1条～第3条 (略) (基本給) 第4条 基本給は、次に掲げる額とする。 (1) 理事長 月額 850,000 円 (2) 副理事長 月額 250,000 円	第1条～第3条 (略) (基本給) 第4条 基本給は、次に掲げる額とする。 (1) 理事長 月額 850,000 円 (2) 副理事長 月額 250,000 円
第5条～第9条 (略) (賞与) 第10条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退任し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。 2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月末満 100分の80 (3) 3月以上5月末満 100分の60 (4) 3月末満 100分の30	第5条～第9条 (略) (賞与) 第10条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退任し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。 2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月末満 100分の80 (3) 3月以上5月末満 100分の60 (4) 3月末満 100分の30
3及び4 (略) 第11条～第16条 (略)	3及び4 (略) 第11条～第16条 (略)
附 則 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。 2 当分の間、副理事長に支給する賞与に関する第10条第2項の規定の適	附 則 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。 2 当分の間、副理事長に支給する賞与に関する第10条第2項の規定の適

用については、同項中「6月に支給する場合においては 100 分の 155、12 月に支給する場合においては 100 分の 170」とあるのは「100 分の 112.5」とする。

3 (略)

附 則 (平成 23 年 11 月 30 日規程 4-1-5 抄) (略)
附 則 (平成 25 年 3 月 26 日規程 1-4-1) (略)
附 則 (平成 25 年 6 月 28 日規程 1-4-2) (略)
附 則 (平成 26 年 9 月 30 日規程 1-4-3) (略)
附 則 (平成 26 年 12 月 25 日規程 1-4-4) (略)
附 則 (平成 27 年 3 月 30 日規程 1-4-5) (略)
附 則 (平成 27 年 4 月 27 日規程 1-4-6) (略)
附 則 (平成 28 年 3 月 24 日規程 1-4-7) (略)
附 則 (平成 28 年 12 月 27 日規程 1-4-8) (略)
附 則 (平成 29 年 11 月 30 日規程 1-4-9)

1 この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

2 平成 29 年 12 月に支給する賞与については、第 10 条第 2 項及び附則第 2 項の規定にかかわらず、基本給及び地域手当の合計額に、理事長にあっては 100 分の 135 を、副理事長にあっては 100 分の 77.5 を乗じて得た額とする。

3 平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日までの間における常勤の基本給は、第 4 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、第 5 条に規定する地域手当及び第 10 条に規定する賞与並びに地方独立行政法人長野県立病院機構役員退職手当規程(平成 22 年 4 月 1 日規程 1-5)の規定に基づく退職手当の額の算出の基礎となる基本給については、この限りでない。

(1) 理事長

月額 765,000 円

(2) 副理事長

月額 225,000 円

用については、同項中「6月に支給する場合においては 100 分の 155、12 月に支給する場合においては 100 分の 170」とあるのは「100 分の 112.5」とする。

3 (略)

附 則 (平成 23 年 11 月 30 日規程 4-1-5 抄) (略)
附 則 (平成 25 年 3 月 26 日規程 1-4-1) (略)
附 則 (平成 25 年 6 月 28 日規程 1-4-2) (略)
附 則 (平成 26 年 9 月 30 日規程 1-4-3) (略)
附 則 (平成 26 年 12 月 25 日規程 1-4-4) (略)
附 則 (平成 27 年 3 月 30 日規程 1-4-5) (略)
附 則 (平成 27 年 4 月 27 日規程 1-4-6) (略)
附 則 (平成 28 年 3 月 24 日規程 1-4-7) (略)
附 則 (平成 28 年 12 月 27 日規程 1-4-8) (略)